

平成31年3月定例教育委員会会議録

○日 時 平成31年3月22日（金） 午後4時～4時27分

○場 所 櫛引庁舎 3階 教育委員室

○出席委員 教育長 加藤 忍
1 番 田中 芳昭（教育長職務代理者）
2 番 佐竹 美津子
3 番 毛呂 光一
4 番 齋藤 美緒

○欠席委員 なし

出席議事説明職員氏名

教育部長	石塚 健	管理課長	丸山 一義
学校教育課長	尾形 圭一郎	学校教育課指導主幹	山口 幸一
社会教育課長	鈴木 晃	中央公民館長	前森 淳子
スポーツ課長	齋藤 匠		

出席事務局職員氏名 管理課庶務係長 石川 聡

会議次第

1. 開会
2. 会議録署名委員の指名
3. 議事
 - 日程第1 議第5号 鶴岡市立小学校・中学校管理規則の一部改正について
 - 日程第2 議第6号 鶴岡市公民館設置及び管理条例施行規則の一部改正について
 - 日程第3 議第7号 鶴岡市体育施設の管理運営に関する規則の一部改正について
 - 日程第4 議第8号 鶴岡市東田川文化記念館設置及び管理条例施行規則の一部改正について
 - 日程第5 議第9号 鶴岡市スポーツ推進計画後期改定計画の策定について
 - 日程第6 議第10号 平成31年度市職員人事異動について（非公開）
4. 報告事項
 - なし
5. 閉会

開 会（午後４時）

教育長 　　ただ今から３月の定例教育委員会を開会する。市民憲章唱和は省略する。
会議録署名委員は、３番委員にお願いする。

　　本日は議事の日程を変更し、はじめに日程第２議第６号鶴岡市公民館設置及び管理条例施行規則の一部改正について、事務局より説明をお願いする。

中央公民館長 　　議第６号鶴岡市公民館設置及び管理条例施行規則の一部改正について、ご説明申し上げる。

　　本議案については、鶴岡市公民館設置及び管理条例の一部改正に合わせ、鶴岡市公民館設置及び管理条例施行規則の別表第１ 鶴岡市中央公民館設備等使用料、別表第２ 冷暖房料、様式第２号及び様式第３号のプラネタリウム観覧券を新旧対照表に記載のとおり改正するものである。

　　別表第１の設備等使用料の改正については、本年１０月１日の消費税率の引き上げ等に伴い、施設の維持管理に要する経費が上昇することから、公民館使用料の改正と同様の算定方式を取り、現在の使用料に掛り増し割合５．２％を乗じて算定した額に消費税率１０％を乗じ、１０円未満四捨五入の端数処理を行った使用料に改正するものである。なお、設備等使用料のうち、パネルや椅子等の維持管理経費の掛からない備品については、消費税率上昇分のみを算定した使用料に改正するものである。

　　次に、別表第２の冷暖房料の改正については、設備等使用料の改正と同様に掛り増し割合５．２％を乗じて算定した額に消費税率１０％を乗じ、１００円未満四捨五入の端数処理を行った使用料に改正するものである。但し、冷暖房料について、１００円未満四捨五入の端数処理により増額とならない区分にあっては、５０円を増額した使用料に改正するものである。

　　次に、別表第２の表中、施設名及び鶴岡市中央公民館の欄を削るものである。

　　次に、プラネタリウム観覧券の様式第２号中「プラネタリウム室」を「プラネタリウム」に「１４０」を「２００」に改め、様式第３号中「プラネタリウム室」を「プラネタリウム」に「６０」を「１００」に改めるものである。

　　なお、附則として、平成３１年１０月１日から施行するものである。

教育長 　　ただいまの議第６号について、質問、意見等はないか。ご異議なければ可決してよろしいか。

各委員 　　異議なし。

教育長 　　異議なしとして議第６号は可決された。

(中央公民館長退席)

教育長 次に、日程第3議第7号鶴岡市体育施設の管理運営に関する規則の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

スポーツ課長 議第7号鶴岡市体育施設の管理運営に関する規則の一部改正について、ご説明申し上げます。

本議案は、先の2月定例教育委員会でお諮りした「鶴岡市体育施設使用料条例の一部改正について」並びに「鶴岡市立学校屋外運動場照明施設設置及び管理条例の一部改正について」の議案と同様に、本市の体育施設の付帯設備の使用料並びに冷暖房料について、今年10月1日からの消費税率の改正に伴い、料金の一部について改正を行うものである。

この改定の状況としては、新旧対照表に記載のとおりであるが、基本的な考え方は、各設備、冷暖房区分ごとに31年度の決算見込み額から、前回の8%へ消費税が増となった際に改定した掛かり増し算定の対象となる24年度決算額を減じたものを、24年度の決算額経常的経費で除したものに、消費税増税分を含めたものを乗じて算出し、10円未満の金額について切り捨てし、算出したものである。

教育長 ただいまの議第7号について、質問、意見等はないか。ご異議なければ可決してよろしいか。

各委員 異議なし。

教育長 異議なしとして議第7号は可決された。

次に、日程第5議第9号鶴岡市スポーツ推進計画後期改定計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

スポーツ課長 議第9号鶴岡市スポーツ推進計画後期改定計画の策定について、ご説明申し上げます。

鶴岡市スポーツ推進計画後期計画に関しては、平成26年4月に鶴岡市スポーツ推進計画が10年間の計画期間として策定しているが、後半5年にあたる後期の本市のスポーツに関する取組みについて、後期計画として定めるものである。

計画の内容については、昨年12月の定例教育委員会終了後に、中間報告という形で素案をお示ししているので、この場での説明は割愛させていただく。

計画の策定においては、1月28日のスポーツ推進審議会において、成案を作成し、2月4日にスポーツ推進審議会の渡部会長から、加藤教育長に答申がなされている。また、この答申内容について、2月15日から3月7日にかけてパブリックコメントを行い、2件のご意見をいただいたところである。この2件のご意見については、いずれも屋内型のスケート場

の設置を要望するものであった。この意見に対しては、市民ニーズの把握に努めた上で、スポーツ施設整備事業全体の課題とする旨をホームページでお知らせすることとしている。

教育長 ただいまの議第9号について、質問、意見等はないか。

2番委員 スポーツ推進計画後期改定計画24ページの鶴岡市スポーツ推進審議会名簿では、任期が32年1月17日までと記載されているが、所属団体の役職が変更になった場合は、新たな人が入るという認識でよろしいか。

スポーツ課長 役職については、基本的に、あて職になるので、後任の方にお引き受けいただくことになる。

教育長 他に質問、意見等はないか。ご異議なければ可決してよろしいか。

各委員 異議なし。

教育長 異議なしとして議第9号は可決された。

(スポーツ課長退席)

教育長 次に、日程第1議第5号鶴岡市立小学校・中学校管理規則の一部改正について、事務局より説明をお願いする。

学校教育課
指導主幹 議第5号鶴岡市立小学校・中学校管理規則の一部改正について、ご説明申し上げます。

この度の管理規則の一部改正は、第5章職員の第15条に規定されている職務について、改正を行うものである。

この度の改正は、平成29年の学校教育法の改正に伴い、学校事務職員の職務については、「事務職員は、事務をつかさどる」と改正されたことを受け、文末の文言を「つかさどる」に改めるものである。この対応については、教育事務所を通し、県教育委員会から問題がないことを確認している。施行は、平成31年4月1日からとなっている。

教育長 ただいまの議第5号について、質問、意見等はないか。

2番委員 平成17年度からこれまでは、「処理する」という記載であったが、この度「つかさどる」という記載に変更する理由はなにか。

教育長 上位法である学校教育法の改正に伴い、改正するものである。

学校教育課
指導主幹 事務職員については、これまで「従事する」と記載されていたが、学校教育法自体が、事務職員の業務を「事務をつかさどる」という文言に変わり、事務職員も学校経営に参画する立場に変わったことに伴うものである。

教育長 今まで学校事務は、事務をしていれば良いというスタンスであったが、学校経営に参画することになったものである。

教育長 他に質問、意見等はないか。ご異議なければ可決してよろしいか。

各委員 異議なし。

教育長 異議なしとして議第5号は可決された。

教育長 次に、日程第4議第8号鶴岡市東田川文化記念館設置及び管理条例施行規則の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

社会教育課長 議第8号鶴岡市東田川文化記念館設置及び管理条例施行規則の一部改正について、ご説明申し上げます。

この度の規則の改正については、鶴岡市東田川文化記念館設置及び管理条例の改正に伴い、この施行規則で示している様式第1号使用許可申請書、様式第2号使用許可書、様式第3号使用料免除申請書について、条例改正により使用対象施設に追加した旧群会議事堂の談話室、応接室をそれぞれに加えた様式に改正するものである。附則として、規則の施行については、平成31年4月1日からとするものである。

教育長 ただいまの議第8号について、質問、意見等はないか。ご異議なければ可決してよろしいか。

各委員 異議なし。

教育長 異議なしとして議第8号は可決された。

次に報告事項に入るが、報告事項はあるか。

なければ次に、日程第6議第10号平成31年度市職員人事異動について、を議題とする。

議第10号は人事案件のため、非公開とすることにご異議ないか。

教育委員 異議なし。

教育長 異議なしと認め、議第10号は非公開とさせていただく。関係職員以外の退席を求める。暫時休憩する。

(会議録は別記録とする)

教育長 予定された議事は以上である。これをもって3月の定例教育委員会を終了とする。

閉 会 (午後4時27分)